**令和７年８月**

|  |
| --- |
| *大阪府企業立地促進補助金**（****府内投資促進補助金****）申請手続案内* |

**１　制度概要**

この制度は、市町村の産業振興やまちづくり施策と連携し、ものづくり中小企業の投資や新規立地の促進を図るため、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対し、必要となる経費の一部を補助するものです。

補助の対象とする施設は、①産業集積促進地域における工場等、②研究開発施設の投資促進を奨励する市町村における先端産業の研究開発施設であり、立地（投資）に必要な経費の一部を補助します。

①と②では、対象とする地域や満たさなければならない要件等が一部異なります。特に①の場合は、立地する地域の市町村による優遇制度の利用が見込まれることを、府の補助金の交付を受けるための要件としています（府と市町村両方の優遇制度を受けることができます。）。

（府の成長産業特別集積区域に係る成長産業事業計画として認定され、府税の軽減措置を受ける事業者は、当該事業計画をもって本補助金の交付を申請することができません。）

**２　補助対象地域**

＜産業集積促進地域における工場等に対するもの＞

堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、高石市、東大阪市、泉南市、交野市、岬町　各市町のうち知事が指定する地域

（大阪府製造業の創業及び設備投資並びに産業集積の促進に係る法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の税率等の特例に関する条例に基づく「産業集積促進地域」）

＜先端産業の研究開発施設に対するもの＞

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、

大阪狭山市、阪南市、島本町　各市町の全域

（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条第1項に基づき府が作成した事業環境整備構想における「高度技術産学連携地域」の区域又は研究開発型施設の投資を奨励する基本方針を有するものとして知事の定める市町村）

◇今後の市町村の計画策定等により、対象地域が増える場合があります。

**３　補助対象者**

下記に該当する中小企業（※1,2）であって、大阪府企業立地促進補助金審査会の審査を経て知事が適当と認める者

＜産業集積促進地域における工場等に対するもの＞

上記２に掲げる補助対象地域において、工場又は研究開発施設の新増設等を行い、かつ、地元市町村による企業立地を促進するための優遇措置の適用を受けることが見込まれる者。

＜先端産業の研究開発施設に対するもの＞

上記２に掲げる補助対象地域において、ライフサイエンス、新エネルギー等の分野の先端的な研究を実施する研究開発施設の新築・増改築等を行う者。

・工場…日本標準産業分類に定める製造業に属する製造の用に供する事業所

・研究開発施設…日本標準産業分類に定める製造業に属する研究開発の用に供する事業所

※1　企業

営利の目的をもって事業を営む法人（株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、相互会社等。国又は地方公共団体が経営するものを除く。）及び個人をいいます。

※2　中小企業

[中小企業信用保険法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%bf&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25HO264&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)第２条第１項第１号又は第２号に該当する者で、一般的に製造業の場合は従業員300人以下又は資本金３億円以下の会社及び個人をいいます。

※3　ライフサイエンス、新エネルギー分野の事業のイメージ

　　【ライフサイエンス】医薬品・医療機器、健康増進機器等の研究開発など

　　【新エネルギー】蓄電池、電気自動車関連等の研究開発など

**４　補助要件**

立地（投資）にあたり、以下のすべての要件を満たす場合に補助金を交付します。

・工場又は研究開発施設について、[建築基準法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%af&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25HO201&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)に規定する建築（※）、大規模の修繕又は大規模の模様替を行い、検査済証の交付を受けること。

※「建築」とは、建築物を新築し、増築し、又は改築等することを言います。

・補助事業の実施期間 (→P3）内に、補助の対象となる施設に係る契約若しくは発注及び支払いが行われる家屋の新増設等及び償却資産の取得に係る補助対象経費の総額が１億円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く）であること

・次の雇用要件を満たすこと

補助の対象となる施設の操業開始日において、府内の事業所全体の府内常用雇用者(※4･5)の数が、交付申請日における府内常用雇用者の数を下回らないこと

**５　補助対象経費**

工場又は研究開発施設の家屋（建物）の新築・増改築等及び償却資産の取得に係る経費（※6）から、補助対象外経費（※7）を差し引いた経費のうち、次の条件を満たす経費

(1)　家　　屋：補助事業の実施期間（※8）内に

家屋（建物）の建築等に関する契約・発注・支払いが行われたもの

(2)　償却資産：補助事業の実施期間（※8）内に

償却資産の取得の契約（発注）・納品・支払いが行われたもの

※4　常用雇用者

 次のすべての要件を満たす者をいいます。

　　 ①期間を定めず、かつ、３ヶ月以上補助事業者に雇用されている者

　　 ②雇用保険の被保険者となったことの確認を受けた者

※5　府内常用雇用者

常用雇用者のうち、大阪府内の事業所を主たる勤務地とし、３ヶ月以上大阪府内に居住している者

※6　家屋及び償却資産

地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産が対象となります。具体的には、家屋、構築物、機械装置、冷暖房設備や照明設備などです。

（先端産業の研究開発施設に対する補助金の場合は、研究開発施設に係る経費のみが対象となります。また、ソフトウエアなどの無形減価償却資産や自動車税が課税される自動車などは地方税法上の償却資産ではないため補助対象外となります。詳しくは、下記※7をご覧ください。）

※7　補助対象経費と補助対象外経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 補助対象となるもの | 補助対象とならないもの |
| ・工場又は研究開発施設 | ・工場又は研究開発に直接必要となる施設及び付帯施設（専用のシャワールーム等） | ・工場又は研究開発に直接必要のない社員寮、体育施設等の福利厚生施設、貸工場、貸倉庫、店舗、売電を目的とした太陽光パネルなど |
| ・家屋の新築・増改築等及び償却資産（[地方税法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%bf&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25HO226&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)第341条に規定するもの）の取得に係る経費 | ・家屋（建物）、構築物、外構、機械装置、ナンバープレートのないフォークリフトなど（設置費用を含む）・工事費に含まれる労務費、警備費、建築確認申請費用など（印紙税等の税金を除く）・割賦販売によるものについては、補助事業の実施期間内に支払った金額分のみ補助対象 | ・土地取得費・ソフトウエア、ナンバープレートのある自動車、リース契約等で所有権が補助事業者に帰属しないもの、市町村が施工する上下水道工事負担金、公道の切下げ工事費など・地鎮祭、竣工式等の式典費用・新たな取得を伴わない移設費用、撤去費用など(→P10) |
| ・申請日・家屋や償却資産の契約、発注、納品、支払日 | ・補助事業の実施期間内に家屋や償却資産の契約、発注、納品及び支払いを行ったもの・手形払いの場合は、補助事業の実施期間内に決済が終了するもの（通帳等、預金口座で確認が可能なものに限る→P9） | ・申請日以前に契約、発注、納品又は支払いを行ったもの・補助事業の実施期間後に手形決済が終了するもの・申請に基づかないもの（事業目的が同じであれば、機種、数量等の変更は可能。ただし、補助金の変更申請(→P5)が必要となる場合あり） |
| ・価格 | ・品目又は一式ごとの価格が50万円以上のもの | ・品目又は一式ごとの価格が50万円未満のもの（単体で購入及び使用可能な設備、工具、家具、備品、電話機、パソコン等で50万円未満のもの） |
| ・補助金 | ・市町村による補助金等の優遇措置を受けて取得したもの | ・国又は大阪府の補助金により購入したもののうち、それら補助金に相当する金額 |
| ・公租公課 | ・工事費に含まれる官庁手数料などの公課 | ・消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税などの税金 |

※8　補助事業の実施期間の上限

始期：　交付申請日の翌日

終期：　補助事業の操業を開始する日から３ヵ月後の日

　　　（補助事業の操業を開始する日は、始期から３年以内が期限です。

　　　　よって、補助事業を実施できる期間は最長で３年３ヶ月となります。）

※9　補助事業により取得した償却資産の表示

　　　補助事業により取得した償却資産には、シール等により本補助金の対象物であることを表示してください（検査時に確認を行います）。また、操業義務期間中は表示を継続して行ってください。

　　（例：「令和○○年度　大阪府企業立地促進補助金（府内投資促進補助金）」）

**６　補助率**

補助対象経費の５％　（府内に本店、工場又は研究開発施設を持つ企業は10％）

※算出された金額の千円未満を切捨てた金額を補助金額とします。

※10％の補助率で交付を受けた企業は、操業開始後７年以上、府内に本店、工場又は研

究開発施設を設置しなければなりません。

**７　補助限度額**

３千万円

**８　申請時期**

補助対象となる家屋の建築等や償却資産の取得に係る契約又は発注の日の前日まで

**９　支払方法**

補助金額の２分の１を１年度あたりの限度額として複数年度で支払います。

※　補助要件を満たしてからの支払いとなります。

※　支払額の算出方法については、「経費の配分調書」（様式第１号の５）（P19、20）による算出金額となります。

**10　手続の概要**

**【投資に対する補助】**

**【投資に対する補助】**①補助金交付申請

①　補助対象事業（建物の建築等、償却資産の取得）の契約又は発注の日の前日までに補助金交付申請書を提出してください。

※　必要書類が整っていない場合は、申請を受け付けられませんので、書類の作成方法等、事前にご相談ください。

※　提出書類についてはP6をご覧ください。

②　補助金交付申請の翌日以降に、補助事業の契約又は発注を行ってください。

②補助事業の発注

　※契約・発注は、必ず①の申請の後に行ってください。申請の前に行った契約・発注は、補助対象経費とは認められません。

③　補助金交付申請後、「企業立地促進補助金審査会」を開催し、申請内容を審査します。交付申請をした事業者には、審査会に出席し、事業説明のプレゼンテーション（約15分）を行い、審査委員の質疑に応答していただきます。

③企業立地促進補助金

審査会

1)先端性審査

※「先端産業の研究開発施設に対するもの」のみ

↓

先端性認定

↓

2)府施策との整合性審査

※全ての交付申請

「先端産業の研究開発施設に対するもの」に申請した場合は、申請事業の先端性を審査する「先端性部会」と府の施策との整合性を審査する「審査会」の両方に出席して事業説明等を行っていただくことになります。（但し「府施策との整合性審査」を受けていただくのは先端性を認定された場合のみです。なお、先端性を認定されなかった場合等、交付申請は申請日から30日以内に取り下げることができます。）

　　「産業集積促進地域における工場等に対するもの」に申請した場合は、府の施策との整合性を審査する「審査会」のみ出席が必要です。（詳細は、別冊「大阪府企業立地促進補助金審査会手続案内」を参照してください。）

④補助金交付決定

④　審査会を経て、「投資に対する補助」の補助金交付・不交付を決定し、その結果を通知します。

補助金は、補助事業終了後の実績報告、検査、要件達成及び請求手続後に交付する精算払いとなります。なお、補助事

業が複数年度にわたる場合は、年度末においても実績報告、検査が必要です。（「年度」とは、府の会計年度であり、４月～３月です。）

⑤　補助金交付決定後、契約や事業計画の変更などにより、下記に該当することとなった場合は、判明次第速やかに「交付変更申請書」（様式第２号）（→P34）と、既に提出している補助金交付申請書類のうち変更が必要となった箇所を修正したものを提出してください。

⑤補助事業の変更

（変更がある場合のみ）

・補助金額が増額となる場合

・家屋又は償却資産の所要額が２０%を超えて変更となる場合

・事業完了年度等を変更することによって交付年度が変わる場合　など

また、補助事業完了予定期日の延長の必要が生じた場合には「補助事業事情変更等報告書」（様式第４号）（→P35）を提出してください。

⑥操業開始届出書、

補助要件達成届出書等の提出

　　⑥　操業開始後速やかに、操業開始届出書（様式第7号）（→

P29）を提出してください。併せて、補助要件達成届出書（→

P30,31）及び府内常用雇用者名簿（様式第5号の3その1）

（→P32）等、雇用に関する書類も提出してください。また、

操業開始後７年間、年に１度、別途書面による操業の調査を

行いますので回答していただきます。

⑦補助事業実績報告

（完了報告）

⑦　補助事業完了日（補助対象家屋、償却資産の納品・支払がすべて完了した日または操業開始日のうち最も遅い日）から30日以内に実績報告書を提出してください。なお、これとは別に、補助事業完了日前に府の会計年度が終了した場合にあっては、当該会計年度の翌年度の4月20日までに当該会計年度分の実績報告書を提出していただく必要があります

※提出書類についてはP7をご覧ください。

⑧事業の検査

⑧　補助対象となった建物の建設、機械設備の購入・設置が完了しているか、支払いがなされているか等を検査します。

年度末の場合は、３月末までに検査を行います。

⑨補助金額の確定

（最終確定）

⑨　検査の結果、補助金額を確定し、確定通知書を送付します。

⑩　確定通知書を受け取った日の翌日から10日以内に「補助金交付請求書」（様式第６号）（→P28）を提出してください。この請求書により補助金を交付します。

⑩補助金の請求・交付

補助事業実績報告

（年度終了報告）

**≪補助事業完了日前に府の会計年度が終了した場合≫**

当該会計年度の翌年度の4月20日までに当該会計年度分の実績報告書を提出してください。

事業の検査

検査の結果、当該会計年度分の補助金額を確定し、確定通知書を送付します。

補助金額の確定

（当該年度分のみ）

以下、前述の例のとおり

**11　提出書類**

(1)　補助金交付申請時（投資に対する補助）に提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府企業立地促進補助金　交付申請　提出書類 （表紙） |  |
| 交付申請書　　　　　　　　　　　　　　　（様式第１号） | P12 |
| 事業計画書　　　　　　　　　　　　　　　（様式第１号の２その１）　　　　　　　　　　　　　　　　　または（様式第１号の２その３） | P13,14またはP15,16 |
| 補助対象経費一覧　　　　　　　　　　　　（様式第１号の３） | P17 |
| 補助対象経費の明細　　　　　　　　　　　（様式第１号の４） | P18 |
| 経費の配分調書　　　　　　　　　　　　　（様式第１号の５） | P19,20 |
| 資金調達計画書及び申請者概要書　　　　　（様式第１号の６） | P21 |
| 親会社及び子会社並びに府内事業所の状況　（様式第１号の７） | P22 |
| 要件確認申立書　　　　　　　　　　　　　（様式第９号） | P23 |
| 暴力団等審査情報　　　　　　　　　　　　（様式第１０号） | P24 |
| 位置図 |  |
| 見積書 |  |
| 土地を取得する場合⇒ 土地売買契約書の写し及び 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し | 〔土地の登記事項証明書の写し又は公正証書の写しが申請に間に合わない場合は、実績報告時に提出〕 |  |
| 土地を賃借する場合⇒ 土地の賃貸借契約書等の写し（事業用定期借地の場合は公正証書の写し） |
| 既存家屋の増改築を行う場合⇒ 既存家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し又は賃貸借契約書等の写し |
| 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し |  |
| 定款の写し |  |
| 前期決算書の写し | 〔個人の場合は税務申告書〕 |  |
| 会社案内書 |  |
| 市町村による企業立地を促進するための助成金又は税の軽減等の優遇制度の利用が見込まれることが確認できるもの（産業集積促進地域における工場等の立地に係る申請の場合のみ） |  |
| 府税に係る納税証明書（未納のない証明書）の写し |  |
| 債権債務者（登録）申請書 | P25 |

※　検査時に原本確認しますので、登記事項証明書などの原本は保管整理しておいてください。

※　府外に本店があり、府内に工場、研究開発施設を所有する場合で、補助率の加算を受けようとする

場合は、当該工場等の登記事項証明書（全部事項証明書）の写しも併せて提出してください。（府内

に本店がある場合は、ご提出いただく法人登記簿謄本の写しで確認します。）

(2)　操業開始時に提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 操業開始届出書（様式第7号）補助要件達成届出書府内常用雇用者名簿（様式第５号の３その１）雇用者名簿等提出同意書（様式第５号の４）及び下記書類の写し | P29～31P32P33 |
|  | 従業員が府内に居住していることを証明するもの（住民票等）及び勤務を証明する出勤簿等、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知書）（又は事業所別被保険者台帳）及び常用雇用を証明する労働契約書、労働条件通知書等 |  |

　※　検査時に原本確認しますので、原本は保管整理しておいてください。

※　写しによる資料提出を行う際に、個人番号（マイナンバー）の記載や対象外となる従業員の氏

名等の記載がある場合は、マスキング（黒消し）などの処理を施したうえでご提出ください。

(3)　補助事業実績報告時に提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府企業立地促進補助金 実績報告 提出書類 （表紙） |  |
| 実績報告書　　　　　　　　　　　　　　（様式第５号） | P26 |
| 事業実績報告書　　　　　　　　　　　　（様式第５号の２その１） | P27 |
| 補助対象経費一覧　　　　　　　　　　　（様式第１号の３） | 申請時の様式を用い、内容を修正の上、提出 | P17 |
| 補助対象経費の明細　　　　　　　　　　（様式第１号の４） | P18 |
| 経費の配分調書　　　　　　　　　　　　（様式第１号の５） | P19,20 |
| 契約書（請書又は注文書）、納品書（引渡書）、請求書、領収書　の各写し※ 建築工事が複数年にわたる場合は、その最終年度にまとめて提出※ 補助事業者名と異なる名義のものは認められません。※ 口座振込や手形、ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ契約で支払いを行う場合は、P9「申請上の注意」参照 |  |
| 土地を取得した場合⇒ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し | 〔提出済みの場合は不要〕 |  |
| 土地を賃借した場合⇒土地の賃貸借契約書等の写し（事業用定期借地の場合は公正証書の写し） |
| 家屋の建築確認関係書類（下記の写し） |  |
|  | 家屋の建築確認申請書（第１面～第５面、配置図、平面図、立面図、断面図） |
|  | 家屋の確認済証 |
|  | 家屋の検査済証 |
| 家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し | 〔間に合わない場合は後日提出〕※検査時までには要提出 |  |
| 家屋及び償却資産の完成写真（番号を記載し、補助対象経費の明細（様式第１号の４）と突合できるようにしてください） |  |
| 　市町村が行う企業立地を促進する優遇制度の適用の見込みを証明する書類〔産業集積促進地域における工場等の立地に係る申請の場合のみ。提出済みの場合は不要〕 |  |

※　検査時に原本確認しますので、登記事項証明書や領収書などの原本は保管整理しておいてくだ

さい。

※　実績報告後、府が補助金額を確定して通知しますので、通知書を受領した日の翌日から10日以内に補助金交付請求書（様式第6号、P28）を提出してください。

(4)　事業計画の変更、追加投資により補助金額が増額となる場合、家屋又は償却資産の所要額が20%を超えて変更となる場合、事業完了年度等を変更することによって交付年度が変わる場合などに提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 交付変更申請書　　　　　　　　　　　　（様式第２号） | P34 |
|  | 既に提出している書類で変更点があるものすべて |  |

(5)　補助事業完了予定期日の延長をしなければならない場合に提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業事情変更等報告書　　　　　　　（様式第４号） | P35 |

(6)　**補助対象となった家屋や機械設備を補助事業の目的外に使用又は譲渡・交換・賃貸・担保設定を行う場合や補助事業を中止する場合**

**⇒　必ず事前にお問い合わせください。**

　(7)　暴力団等に該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合に提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 該当事項届出書 　　　　　　　　　　　　（様式第１１号） | P36 |

　※　上記の他、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）に基づき、大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主は、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているか否かを確認するため、障がい者の雇用状況を大阪府知事に報告する必要があります。詳しくは、<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/229/00054560/jorei.pdf>をご覧ください。

**12　申請上の注意**

(1) 口座振込で支払いを行う場合

支払いを証明する書類として銀行窓口の領収印のある振込み控えを添付してください。

なお、インターネットバンキングでの振込みの場合は、振込完了画面または取引・振込

明細画面（を出力したもの）を添付してください。

※下記の全てが確認できる必要があります。

・金融機関名

・振込日

・振込元情報（補助事業者名と一致し、振込元口座情報が明確であることが必要です。）

・振込先情報（契約・発注の相手方と一致していることが必要です。）

・振込金額

・振込が完了したことを確認できること（「承認済み」「受付済み」「受付完了」等、完了

していることが確認できることが必要です。「承認待ち」「未完了」「作成中」等の場合

は完了とみなせません。）

(2) 手形で支払いを行う場合

領収書に加えて、下記のすべてを添付してください。

① 通帳など金融機関が発行（又は証明）する書類で決済日が確認できるもの

② 支払いの内訳がわかる帳簿

※ 手形での支払いは必要最小限でお願いします。また、回り手形での支払いは認めません。

(3) ファクタリングで支払いを行う場合

下記のすべてを添付してください。

① ファクタリング契約書

② 債権譲渡通知書

③ 債権譲渡承諾書

④ 支払い明細書

⑤ ファクタリング会社からの請求書

⑥ ファクタリング会社からの領収書

（通帳など金融機関が発行（又は証明）する書類で決済日が確認できるものでも可）

（参考）ファクタリングとは、

納品企業が購入者（補助事業者）に対して有する売掛債権（補助事業者側からは買掛債務）をファクタリング会社へ譲渡、売却して早期に資金化を図るもので、補助事業者の支払は納品企業ではなくファクタリング会社となる。

〔ファクタリングの基本型〕

①売買契約・納品

④代金一括支払

ファクタ

リング契約

⑥支払

③債権譲渡に

関する覚書

②売掛債権発生

⑤請求

(4) 外貨で支払いを行う場合

次の方法で日本円に換算して申請してください。

ア　補助金交付申請時

送金を予定している銀行での、見積書発行日のTTSレート（銀行が顧客に外貨を売るレート。顧客からは外貨を買うレート。）で計算した日本円の金額（1円未満切捨て）

※ 当日のレート表を添付してください。

※ TTSレートの入手が困難な場合は、次のいずれかのレートを使用してください。

① 三菱ＵＦＪ銀行の過去のTTSレート

(URL: <http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past_3month.php>）

② みずほ銀行の過去のTTSレート

(URL: <http://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/historical.html>)

③ 社内取扱いレート

イ　実績報告時

(ア) 外貨を銀行で購入して支払う場合

銀行が発行する外国送金取引内容票等に記載の換算円貨額（手数料を除く）

支払いに補助対象外の経費が含まれる場合は、補助対象経費（外貨額）に換算相場を乗じた金額（1円未満切捨て）

(イ) 手持ちの外貨（外貨預金等）で支払う場合

取引先銀行における支払日のTTSレートで計算した日本円の金額（1円未満切捨て）

※ 当日のレート表を添付してください。

(5) 補助対象経費と補助対象外経費の合算の金額に対し値引きを行っている場合の値引き額の取扱い

補助対象外経費に対する値引き額が個別に明示されていない場合は、補助対象外経費からは値引きがなく、補助対象経費から値引きがあったものとして取り扱います。

（例）　機械A（補助対象）　　　　　　１００万円

機械B（補助対象外）　　　　　　３０万円

値引き　　　　　　　　　　　　　１０万円

差引き（税抜）　　　　　　　　１２０万円

の場合、

補助対象経費　　　　⇒　　　　　９０万円

補助対象外経費　　　⇒　　　　　３０万円

(6) 機械等を移設するにあたり必要となる経費の取扱い

工場や機械を旧工場等から移転する場合は、移転に係る費用（移転機械の据付費等）は、補助対象経費としておりません。ただし、機械等を移設するにあたり新たな工事が必要となる場合で、材料の新規購入を伴う場合は、新規購入材料及びそれを取り付ける工事については、補助対象とします。　（例）移転機械と新規購入機械をつなぐダクト工事など

**13　その他の注意事項**

申請手続や補助事業の実施においては、次の事項に注意してください。**不明な点などがある場合は、まずは府に相談するよう心掛けてください。**

○　大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第124号）第４条第１項の成長産業事業計画の認定を受けた事業者等は、**当該認定を受けた事業計画に係る事業については、企業立地促進補助金の交付申請を行うことができません。**

　また、企業立地促進補助金の交付の申請をした事業者は、当該交付申請をした事業計画に係る事業については、成長産業事業計画の認定等を受けることができません。

○　次の経費は補助対象経費とは認められません。

・補助金交付申請日以前に始められた建設工事の経費

・補助金交付申請日以前に発注された機械設備の経費

・補助金交付申請日以前に納品や支払いがなされた経費

　　　・補助事業の実施期間経過後に支払われた経費

・申請に基づかない経費

・申請と異なる機能の設備の経費

○　補助事業の実施期間は、交付申請日の翌日から補助事業の操業を開始する日から３ヶ月後の日までとなっております。

従って、補助対象経費である家屋及び償却資産の取得経費について、この期間を過ぎて支払い等を行ったものは補助対象とはなりません。

○　補助事業の検査において、工事請負契約書、機械・設備の契約書や請書、納品書、請求書、領収書の写し等を提出いただくとともに、原本確認を行いますので、補助対象となった工事や機械・設備については、必ずこれらの書類を徴求し、保管しておいてください。

**書類の原本確認ができないものや実績報告書に必要な書類の提出がないものについては補助対象経費と認めません。**

○　補助事業に要する経費の配分を変更する場合、補助事業の内容を変更する場合、補助事業を中止又は廃止する場合、補助事業が予定期間内に完了しない場合など補助事業に当初の計画から変更が生じた場合には、申請手続が必要ですので、ご相談ください。

○　補助金交付の条件として、交付申請後３年以内に操業を開始し、かつ、７年以上操業していただく必要があります（府内企業として補助率の加算を受けた場合は、操業義務期間中の本店、工場又は研究開発施設の設置義務もあります）。

**操業中止など、補助金の条件に違反する場合は、補助金を返還していただくこととなります（所定の加算金がかかる場合もあります）のでご注意ください。**

○　補助金の交付を受けて取得した建物や償却資産は、府が定める一定の期間、処分（**廃棄、売却、抵当権の設定等**）に制限がかかります。

したがって、**やむを得ず当該建物や償却資産を処分しようとするときは、知事の事前承認が必要となります。仮に知事の承認を得ずに当該建物や償却資産を処分した場合、補助金の条件に違反することととなり、補助金を返還していただきます。**

○　補助金の交付決定を受けた事業者については、**事業者名、補助金額などが公表されます**ので、あらかじめご了承ください。

　　　また、公表用の資料として、**事業の概要がわかる資料（Ａ４版横1枚程度）を作成の上、提出いただくことになります。**

14　申請書記入方法





産業集積促進地域における工場等に係る申請の場合



先端産業の研究開発施設に係る申請の場合

※研究開発施設…研究開発の用に供する事業所

























産業集積促進地域における工場等に係る申請の場合



先端産業の研究開発施設に係る申請の場合













15　大阪府企業立地促進補助金交付要綱及び大阪府補助金交付規則

○　大阪府企業立地促進補助金交付要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、大阪府企業立地促進条例（平成19年大阪府条例第８号。以下「条例」という。）第５条第１項に規定する補助金（以下「企業立地促進補助金」という。）の交付に関し、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　企業　営利の目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業を除く。）及び個人をいう。

(2)　中小企業　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項第１号又は第２号に該当する者をいう。

(3)　外資系企業等　以下のいずれかのものをいう。

ア 外国の法令に基づいて設立された法人企業

イ 日本の法令に基づいて設立された法人企業で、その設立のときから引き続き、資本金の額に対する外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条第１項各号のもの（以下「外国投資家」という。）の出資額の割合が３分の１を超えているもの（外国投資家が保有する株式又は持分の割合が３分の１を超えている企業（以下「外資系会社」という。）が出資する企業であって、外国投資家が直接及び間接に保有する株式又は持分の割合が３分の１を超えている場合を含む。なお、間接に保有する株式又は持分の割合は、外国投資家が保有する外資系会社の株式又は持分の割合に外資系会社が保有する当該企業の株式又は持分の割合を乗じて計算する。）。

ウ 日本の法令に基づいて設立されていた法人企業で、一の外国投資家が保有する株式又は持分の割合が２分の１を超えているもの。

(4)　事業所　日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定義する事業所をいう。

(5)　進出　大阪府内に事業所を開設して事業を開始することであって、登記、許認可、諸届出の手続きの状況等により、知事が総合的に判断するものをいう。

(6) 本社　当該法人の調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかを含む事業所をいう。ただし、一般消費者等に対して販売や役務の提供を行う店舗等は含まない。

(7)　本店　会社法（平成17年法律第86号）第４条の本店をいう。

(8)　工場　日本標準産業分類に定める製造業に属する製造の用に供する事業所をいう。

(9)　研究開発施設　日本標準産業分類に定める製造業に属する研究開発の用に供する事業所をいう。

(10)　家屋　地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋をいう。

(11)　償却資産　地方税法第341条に規定する償却資産をいう。

(12)　家屋賃料　家屋の借受けに対する賃料（土地の借受けに対する賃料又は家屋に附属しない機械器具等の借受けに対する賃料が含まれる場合はこれを除く。）及び共益費若しくは管理費で、敷金、保証金等の一時金及び水道光熱費等を除く経費をいう。

(13)　常用雇用者　次の要件をすべて満たすものをいう。

ア　期間を定めず補助事業者に雇用され、３か月以上補助事業者に雇用されている者

イ　雇用保険法(昭和49年法律第116号)第９条第１項により被保険者となったことの確認を受けた者

(14)　府内常用雇用者　常用雇用者のうち、大阪府内の事業所を主たる勤務地とし、３か月以上大阪府内に居住しているものをいう。

(15)　常用雇用者に準ずる者　第13号アの「期間を定めず」を「一年以上の期間を定めて、かつ、その期間の満了後に当該契約を更新する場合があることを明示して」と読み替えて、同号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

（補助金の種類）

第３条　企業立地促進補助金の種類は、次のとおりとする。

(1)　府内投資促進補助金

(2)　外資系企業等進出促進補助金

２　前項の補助金の補助事業者は、同一事業所において前項の同一又は他の補助金の申請をし、交付を受けることができないものとする。知事の承認を得て補助事業者の地位を承継した者についても同様とする。

第２章　府内投資促進補助金

（補助事業者）

第４条　次条第１号の地域における府内投資促進補助金の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業であって、大阪府企業立地促進補助金審査会の審査を経て知事が適当と認める者とする。

(1)　補助対象地域において、工場又は研究開発施設について建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に規定する建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「新増設等」という。）を行い、同法第７条第５項の検査済証の交付を受けること。

(2)　補助事業の実施期間内に補助事業所において契約若しくは発注及び支払いが行われる家屋の新増設等及び償却資産の取得に係る補助対象経費の総額が１億円以上あること。

(3)　補助対象地域の市町村による企業立地を促進するための助成金又は税の軽減等の優遇制度の利用が見込まれること。

(4)　操業を開始する日において、府内常用雇用者の数が、補助金交付申請書を提出する日における数を下回らないこと。

２　次条第２号の地域における府内投資促進補助金の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業であって、大阪府企業立地促進補助金審査会の審査を経て知事が適当と認める者とする。

(1)　補助対象地域において、研究開発施設について新増設等を行い、建築基準法第７条第５項の検査済証の交付を受けること。

(2)　前号の研究開発施設において、ライフサイエンス、新エネルギー等の分野のうち、先端的な技術又は研究開発を伴う事業と認められる事業を行うこと。

(3) 前項第２号の要件を満たすこと。

(4)　前項第４号の要件を満たすこと。

（補助対象地域）

第５条　府内投資促進補助金の補助対象地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1)　大阪府産業集積の促進に係る不動産取得税の税率等の特例に関する条例（平成19年大阪府条例第12号）第２条第１項に規定する産業集積促進地域

(2)　中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第25条第１項に基づき府が作成した事業環境整備構想における高度技術産学連携地域の区域又は研究開発施設の投資を奨励する基本方針を有するものとして知事が定める市町村

（補助事業の実施期間）

第６条　府内投資促進補助金の補助事業の実施期間は、交付申請日の翌日を始期とし、補助事業の操業を開始する日から３か月後の日を終期とする。

（補助対象経費）

第７条　府内投資促進補助金の補助対象経費は、工場又は研究開発施設の家屋の取得又は新増設等及び償却資産の取得に係る経費から別表第１の補助対象外経費を差し引いた経費のうち、次の各号の条件を満たす経費とする。

(1)　家屋の取得経費については、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び支払いが行われたもの

(2)　償却資産の取得経費については、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び納品並びに支払いが行われたもの

２　前項各号の支払いについては、手形等、振出日と支払期日が異なる方法で行われる場合は、預金通帳その他の方法により出金の確認が可能な場合のみ補助対象経費とし、預金口座からの出金日をもって支払いが行われたとみなす。また、補助事業者、補助対象経費の支払先事業者及び金融機関等の間の約定に基づき、補助対象経費の支払先事業者が、補助事業者に請求する代金に相当する債権を金融機関等に譲渡することにより、当該金融機関等から当該代金に相当する金銭の支払を受ける場合は、補助事業者による当該金融機関等への支払日をもって支払いが行われたとみなす。

（補助額）

第８条　府内投資促進補助金の額は、予算の範囲内において、前条第１項の補助対象経費に５％を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。ただし、補助金の交付申請日において、補助事業者のうち、大阪府内に本店、工場又は研究開発施設を設置している企業（以下「府内企業」という。）については、府内投資促進補助金の額は、予算の範囲内において、同項の補助対象経費に10％を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。

（補助限度額）

第９条　府内投資促進補助金の補助限度額は、一事業所あたり3,000万円とする。

（操業等の義務）

第10条　府内投資促進補助金の補助事業者は、交付申請日の翌日から起算して３年以内に補助事業の操業を開始し、かつ、操業開始後７年以上操業しなければならない。

２　第８条第１項ただし書の規定により、補助対象経費に10％を乗じて補助額を算出した府内企業は、補助事業の操業開始後７年以上大阪府内に本店、工場又は研究開発施設（補助事業所を除く。ただし、府内移転により補助事業所を設置した場合はこの限りではない。）を設置しなければならない。

第３章　外資系企業等進出促進補助金

（補助事業者）

第11条　外資系企業等進出促進補助金の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす企業であって、大阪府企業立地促進補助金審査会の審査を経て知事が適当と認める者とする。

(1)　次条に規定する補助事業の実施期間内に、延床面積50㎡以上の規模で本社としての家屋を取得又は賃借して大阪府内に進出する外資系企業等。

 (2)　次条に規定する補助事業の実施期間内に、常用雇用者のうち補助事業所を主たる勤務地とする者及び常用雇用者に準ずる者のうち補助事業所を主たる勤務地とする者（以下「常用雇用者等」という。）を５人以上確保すること。

(3)　本社が府内で移転する場合は、移転後の常用雇用者等が25人以上増加する場合に限る。

（補助事業の実施期間）

第12条　外資系企業等進出促進補助金の補助事業の実施期間は、交付申請日の翌日を始期とし、家屋を取得する場合は、補助事業の操業を開始する日から３か月後の日を、家屋を賃借する場合は、補助事業の操業を開始する日から２年後の日を、それぞれ終期とする。

（補助対象経費）

第13条　外資系企業等進出促進補助金の補助対象経費は、次の各号の条件を満たす経費とする。ただし、別表第１に掲げる補助対象外経費を除く。

(1)　家屋を賃借する場合においては、補助事業所に入居した日の属する月の翌月（その日が月の１日であるときは、その日の属する月）から起算して24か月間に要する、本社としての家屋にかかる賃料及び共益費その他知事が適当と認める経費。なお、第11条に規定する要件を満たすため又は本店登記の手続き等のために時間を要する場合には、補助対象期間の始期を、当該要件を満たす日又は手続きが完了する日まで延長する（その日が月の１日でない場合には、その翌月とする。）。

(2)　家屋を取得する場合においては、第11条に規定する要件を満たす本社としての家屋を取得する経費であって、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び支払いが行われたもの

(3)　家屋を取得する場合においては、前号の本社としての家屋に設置する償却資産の取得経費であって、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び納品並びに支払いが行われたもの

２　前項各号の支払いについては、第７条第２項の規定を準用する。

（補助額）

第14条　外資系企業等進出促進補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費に５％を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。ただし、家屋を賃借する場合は、補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。

（補助限度額）

第15条　外資系企業等進出促進補助金の補助限度額は、別表第２のとおりとする。

（操業等の義務）

第16条　外資系企業等進出促進補助金の補助事業者は、交付申請日の翌日から起算して３年以内に補助事業の操業を開始し、かつ、家屋を取得するものは操業開始後７年以上、若しくは家屋を賃借するものは操業開始後２年以上操業しなければならない。

第４章　申請手続等

（補助金の交付の申請）

第17条　交付規則第４条第１項の申請は、補助金交付申請書（様式第１号）を補助事業の契約日又は発注日のうち最も早い日の前日までに知事に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請にあたっては、要件確認申立書（様式第９号）及び暴力団等審査情報（様式第10号）を添付しなければならない。

（補助事業の内容等の変更の申請等）

第18条　交付規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。なお、別に知事の承認を得て補助事業者を変更する場合においても同様とする。

２　交付規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助事業の中止（廃止）の承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。

３　交付規則第６条第１項第４号の規定に該当するときは、補助事業事情変更等報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（経費配分の軽微な変更等）

第19条　交付規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更は、経費の配分調書（様式第１号の５）において、家屋及び償却資産計の所要額相互間で、それぞれ20％以内の配分の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。

２　交付規則第６条第１項第２号に規定する軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に係わらない変更とする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第20条　補助金の交付の申請をした者は、当該申請の翌日から起算して30日の間に当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあった場合で、当該申請に係る補助金の交付の決定が既に行われているときは、当該決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第21条　交付規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第５号）を補助事業の操業を開始した日又は補助対象家屋の引渡し若しくは補助対象償却資産の納品及びそれらの支払いがすべて完了した日のうち最も遅い日（以下「補助事業完了日」という。）の翌日から起算して30日以内に（補助事業完了日前に府の会計年度が終了した場合にあっては、当該会計年度の翌年度の４月20日までに）知事に提出することにより行わなければならない。

（補助金の交付）

第22条　知事は、交付規則第13条の規定による補助金の額の確定時に、府内投資促進補助金においては、第４条第１項又は第２項、外資系企業等進出促進補助金においては、第11条及び第15条の要件を満たしていることを確認のうえ、当該補助金を交付する。ただし、家屋の取得経費を補助対象経費とする場合は、家屋の完成後、額の確定を行うものとする。

２　次の各号に掲げる補助金については、一企業一会計年度あたり当該各号に定める額を限度として分割して行うものとする。ただし、既に補助金を交付した年度には遡及して適用しない。

(1)　府内投資促進補助金　補助金交付額（第18条第１項の変更により、補助金交付額に増減が生じたときは、増減後の補助金交付額）に２分の１を乗じた額について、100万円未満の額を切り上げた額

(2)　 外資系企業等進出促進補助金　家屋を取得する場合は、補助金交付額（第18条第１項の変更により、補助金交付額に増減が生じたときは、増減後の補助金交付額）に２分の１を乗じた額について、100万円未満の額を切り上げた額。家屋を賃借する場合は、別表第２の区分ごとの金額に２分の１を乗じた額について、100万円未満の額を切り上げた額を限度とする。

３　前２項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号の期日までに補助金交付請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

(1)　補助事業完了日の属する会計年度（以下「補助事業完了年度」という。）以前の請求については、当該年度の補助金の額の確定通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内

(2)　補助事業完了年度の翌年度以降分の請求については、当該年度の４月１日以後速やかな期日。ただし、確定通知を受け取った日が補助事業完了年度の翌年度の４月１日以後の場合にあっては、当該確定通知を受け取った日以後速やかな期日

４　補助事業者は、交付決定の後に交付規則第２条第２号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、補助事業者は、該当事項届出書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（操業開始の届出）

第23条　補助事業者は、補助事業の操業を開始したときは、遅滞なく、操業開始届出書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

第５章　雑則

（補助金に係る経理）

第24条　補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を第21条に規定する報告に基づき、交付すべき補助金の額の確定する各会計年度終了後10年間保管しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第25条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

２　交付規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産の処分承認申請書（様式第８号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　交付規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の例によるものとする。ただし、耐用年数が第10条第１項又は第16条に定める期間を超える場合は、その期間を限度とする。また、交付規則第19条第４号及び第５号の規定により知事が定める財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械、器具等とする。

４　第２項の場合において、補助事業者が次の式により算出した額を補助対象経費とみなして算出される補助金相当額以上の額を、知事が定める期日までに府に納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年５％の割合で計算した利息を併せて納付するとき）は、知事は、交付規則第19条の承認を行うことができる。

｛家屋及び償却資産の補助対象経費－（個々の家屋及び償却資産の補助対象経費をそれぞれの経費に応じた前項の知事が定める期間で除した額（１円未満切捨て）の総額×補助金の交付を受けた日から知事が定める期日までの日（１年未満切捨て））｝（１円未満切捨て）

５　知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金（交付規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものに限る。）の未交付額があるときは、前項の納付額と当該未交付額とを相殺することができる。

（操業等の義務の免除）

第26条　知事は、補助事業者又は知事の承認を得て補助事業者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第１項又は第16条に規定する操業義務を課さないものとする。

　(1)交付規則第６条第１項第３号の承認を受けたとき

　(2)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のすべてについて、前条第２項の承認を受けたとき

２　第10条第２項に規定する義務は、補助事業者が、増額を受けた補助額を知事が定める期日までに府に納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年５％の割合で計算した利息を併せて納付するとき）はこれを課さないものとする。

３　知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金（交付規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものに限る。）の未交付額があるときは、前項の納付額と当該未交付額とを相殺することができる。

（報告義務）

第27条　補助事業者は、第10条第１項又は第16条に規定する操業を開始する年度からそれぞれの操業義務が終了する年度の間で、年度あたり１回、操業状況等について知事が別に定める調査に対して回答するものとする。

２　知事は、前項に定めるもののほか、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、調査を行い、又は補助事業者に対して報告を求めることができる。

（大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例等による税の軽減措置との調整）

第28条　大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第124号）第４条第１項の成長産業事業計画の認定を受けた事業者及び改正前の大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第124号）第３条第１項の特区地域進出等事業計画の認定を受けた事業者は、当該認定を受けた計画に係る事業の全部又は一部について、重ねて第３条第１項の補助金の交付申請をし、又は交付を受けることができないものとする。

２　第３条第１項の補助金の交付申請した事業者は、当該交付申請をした計画に係る事業の全部又は一部について、重ねて前項の成長産業事業計画の認定を申請し、又は認定を受けることができないものとする。

３　前項の規定に違反したときは、補助金の交付の決定のときにさかのぼって、当該決定を取り消すものとする。

（その他必要な事項）

第29条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必

要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成20年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の大阪府企業立地促進補助金の交付の対象となる者が、この要綱の施行日前までに土地若しくは家屋の取得又は借受けの原因となる契約を行った場合又は交付決定を受けている場合については、第25条に定める事項を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成23年１月13日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成24年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成24年６月26日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第24条第１項及び第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成24年７月31日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第24条第１項及び第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第24条第１項及び第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第18条第１項及び第25条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年９月13日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第18条第１項及び第25条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成27年７月８日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。ただし、この場合において、改正前の第２条第13号及び第14号、第４条第１項第１号及び第４号、第５条第２号、第11条第１号、第12条、第13条第１項、第14条、第18条第１項、第22条第２項並びに第25条第３項の各規定は、改正後の各規定とみなす。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成28年５月20日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、改正前の第２条第６号の規定は、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年２月10日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年３月27日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年６月30日から施行し、令和６年12月１日から適用する。ただし、様式第９号及び様式第11号の改正規定は、令和７年６月１日から適用する。

別表第１　補助対象外経費（第7条第１項及び第13条第１項関係）

|  |
| --- |
| ア　品目又は一式ごとの価格が50万円未満のものイ　消費税及び地方消費税等の租税ウ　補助対象経費に企業立地促進補助金以外の国又は府の補助金を充当した場合における当該国又は府の補助金エ　リース契約等、所有権が補助事業者に帰属しないものオ　地鎮祭及び竣工式等の式典費用 |

別表第２　外資系企業等進出促進補助金の補助限度額

（第15条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 常用雇用者等の数 | 補助金限度額 |
| 家屋を取得する場合 | 200人以上 | １億円 |
| 100～199人 | 6,000万円 |
| 25～99人 | 3,000万円 |
| 5～24人 | 1,500万円 |
| 家屋を賃借する場合 | 200人以上 | 6,000万円 |
| 100～199人 | 4,000万円 |
| 25～99人 | 2,000万円 |
| 5～24人 | 1,000万円 |

○　大阪府企業立地促進補助金実施要領

（目的）

第１条　この要領は、大阪府企業立地促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1)　親子会社　会社法（平成17年法律第86号）第２条に規定する親会社及び子会社又は親会社を同じくする複数の子会社をいう。

(2)　共同事業　操業や研究開発等を分担して行う場合や、一の企業が財産を管理し、他の企業がその財産を活用して操業や研究開発等を行うことをいう。

(3)　共同事業者　共同事業を行う企業をいう。

(4)　共同事業体　共同事業者で構成される事業体をいう。

（親子会社による補助事業の実施）

第３条　親子会社は、共同事業により補助事業を実施することができるものとし、共同事業により補助事業を実施しようとするときは、要綱第１７条の補助金交付申請書を連名で提出するものとする。

２　共同事業により補助事業を実施するときの補助の要件は、共同事業体に課すものとする。

３　共同事業により補助事業を実施するときは、要綱第２２条第１項及び第２項に規定する補助金の交付は、企業が負担する補助対象経費の額で各企業にあん分（千円未満切捨て）して行うものとする。

４　要綱第１７条の補助金交付申請書の提出後に共同事業により補助事業を実施しようとするときは、共同事業実施承認申請書（要領様式第１号）を提出し、知事の承認を得なければならない。

５　親子会社は、親子会社間で補助事業者の地位の承継を行うことができるものとし、補助事業者の地位の承継を行おうとするときは、地位承継承認申請書（要領様式第２号）を提出し、知事の承認を得なければならない。

６　補助事業者の地位の承継を行ったときは、補助の要件は、承継元企業が中小企業であるために満たしていた要件を除き、承継元企業又は承継先企業が引き続きその要件を満たす場合に限りその適用を行うものとする。ただし、補助率の加算の要件については、承継することにより承継先企業が満たすこととなった場合にはその適用は認めない。

７　承継先企業は、承継元企業から補助金受領等の補助金に関するすべての権利の移転を受けるものとする。

８　共同事業により補助事業を実施したときは共同事業者相互で、補助事業者の地位の承継を行ったときは承継元企業と承継先企業が、補助事業の実施に関し責任を負い、補助事業が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

９　補助金に関する一切の義務について、共同事業により補助事業を実施したときはすべての共同事業者が、補助事業者の地位の承継を行ったときは承継元企業及び承継先企業が連帯して責任を負うものとする。

（府内投資促進補助金の補助金交付申請書を提出する日における府内常用雇用者数の特例）

第４条　府内投資促進補助金の補助金交付申請書を提出する日において府内常用雇用者であった者のうち、操業を開始する日において、定年による退職又は定年後の再雇用により府内常用雇用者でなくなった者の数は、補助金交付申請書を提出する日における府内常用雇用者の数から除外する。

（工場又は研究開発施設の敷地が補助対象地域の内外にわたる場合）

第５条　工場又は研究開発施設の敷地が補助対象地域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半が補助対象地域に属するときは当該敷地の全部が補助対象地域にあるものとみなし、それ以外のときは当該敷地の全部が補助対象地域にないものとみなす。

（家屋を賃借する場合等の一事業所の場所の範囲）

第６条　近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合で一区画とみなして一事業所とすることができるのは、それらの場所が同一の街区及び隣接の街区にある場合に限る。

（家屋を賃借する補助事業の特例）

第７条　家屋を賃借して補助事業を行うときは、要綱第１１条各号の要件を補助事業の操業開始から実施期間の終期まで引き続き満たしていることを要するものとする。ただし、やむを得ない理由により補助事業所を府内で移転するときは、予め知事の承認を得なければならない。

（外資系企業等進出促進補助金の交付の申請の特例）

第８条　要綱第１１条の補助事業者となるために要綱第２条第３号イの外資系企業等を新たに設立する場合においては、当該外資系企業等を設立する前においても要綱第１７条の申請をすることができるものとする。

２　前項の申請については、要綱に定められているもののほか、次の各号に定めるものを知事に提出しなければならない。

(1)申請者と新たに設立する外資系企業等との関係を証するもの

(2)当該外資系企業等が設立されることが確実であることを証するもの

(3)その他知事が必要と認めるもの

３　第１項の規定により申請があったときは、知事は、当該外資系企業等が設立され補助事業者となることが確実であると見込まれる場合でなければ、交付決定をしてはならない。

４　第１項の規定により申請し交付決定を受けた者は、速やかに当該外資系企業等を設立するよう努めなければならない。

５　補助事業者となるべき外資系企業等が設立されたときは、交付決定を受けた者及び当該外資系企業等は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

６　前項の規定による届出がないときのほか、補助事業者となるべき外資系企業等が設立される見込がないときは、知事は交付決定を取消すことができる。

（外資系企業等進出促進補助金の補助対象経費の特例）

第９条　要綱第13条第１項各号に規定する経費のうち、本社の家屋にかかる部分については要綱第２条第６号に規定する範囲を対象とし、当該範囲のみを区分できない場合は床面積割合により按分して算出する。

（担保に供する場合の財産処分の承認基準）

第10条　要綱第２５条第２項の申請があったときは、知事は、次の各号により担保に供する場合については、同条第４項にかかわらず、規則第１９条の承認を行うことができる。

(1)　民法第３６９条第１項の抵当権の設定

(2)　民法第３９８条の２第１項の根抵当権の設定

(3)　仮登記担保契約に関する法律の適用を受ける仮登記

２　前項による承認は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限りすることができる。

(1)　申請に係る財産を取得し又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合

(2)　補助目的たる事業の継続のために必要な資金を調達する場合（共同事業者、補助事業者の会社法第２条第３号の２の子会社等若しくは同条第４号の２の親会社等又は補助事業者の重要な財務及び事業の方針の決定を支配することができる者（以下「共同事業者等」という。）が当該資金を調達する場合を含む。）

(3)　補助事業又は補助目的たる事業のために必要な資金を調達した際に供した担保に追加して前項各号により担保に供する場合（共同事業者等が当該資金を調達した際に供した担保に追加して担保に供する場合を含む。）

３　第１項の承認をするに当たっては、当該担保権が行使されたとき（補助事業者が規則、要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反した場合を除く。）には補助事業者は要綱第２５条第４項に規定する額を府に納付することを条件として付すものとする。

附　則

この要領は、平成20年１月18日から施行する。

（施行期日）

１　この要領は、平成28年５月12日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行前の交付決定については、改正前の第４条の規定は、なおその効力を有する。

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和４年２月10日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、この要領の施行後においてもなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

○　大阪府補助金交付規則

(目的)

第一条　この規則は、府が府以外の者に対して交付する補助金(以下「補助金」という。)の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　補助事業　補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

二　補助事業者　補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者

ロ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

三　間接補助金　府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。

四　間接補助事業　間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

五　間接補助事業者　間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

(法令、条例又は他の規則との関係)

第三条　補助金に関しては、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第四条　補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　補助事業の目的及び内容

三　補助事業の経費の配分、経費の使用方法、補助事業の完了の予定期日その他補助事業の遂行に関する計画

四　交付を受けようとする補助金の額

五　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

二　補助事業の効果

三　前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補助金の交付の決定)

第五条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2　知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第六条　知事は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

一　補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

二　補助事業の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

三　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

四　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

2　前項各号に掲げるもののほか、知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業に要する経費の使用方法に関する事項等について必要な条件を付するものとする。

(補助金の交付の決定の通知)

第七条　知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条　知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

一　天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

二　補助事業者又は間接補助事業者が、補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業又は間接補助事業を遂行することができない場合(補助事業者又は間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

3　第七条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

(補助事業及び間接補助事業の遂行)

第九条　補助事業者は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2　補助事業者は、間接補助事業者が当該間接補助金の交付の目的に従い善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行うように努めなければならない。

(状況報告)

第十条　補助事業者は、知事の請求に基づき、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第十一条　知事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2　知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3　知事は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を知事の指定する日までにとらないときは、第十五条第一項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第十二条　補助事業者は、知事の定めるところにより、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る府の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の額の確定等)

第十三条　知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条　知事は、第十二条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずるものとする。

2　第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第十五条　知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一　補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

二　第二条第二号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき又は第四条第一項の申請をした当時に第二条第二号イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

三　第二条第二号ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

2　知事は、間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一　間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して法令等に違反したとき。

二　第二条第二号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき又は第四条第一項の申請をした当時に第二条第二号イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

三　第二条第二号ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

3　前二項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に第二条第二号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

4　第七条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第十六条　知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3　知事は、第一項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得　　ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により返還の期限を延長するものとする。

4　補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業に係る間接補助金の交付目的を達成するためとつた措置及び当該補助金をその返還の期限までに返還することができない理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第十七条　補助事業者は、第十五条第一項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を府に納付しなければならない。

2　補助金が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3　第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。

5　第一項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏じゆん年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

6　知事は、第一項又は第四項の規定による加算金又は延滞金が第十五条第二項の規定によるものである場合等において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第十八条　知事は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の処分の制限)

第十九条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一　不動産

二　船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

三　前二号に掲げるものの従物

四　機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

五　前各号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

附　則

(施行期日)

1　この規則は、昭和四十五年十月十六日から施行する。

(適用区分)

2　この規則は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定のあつた補助金についてはなお従前の例による。

(経過措置)

3　この規則施行の際、現に提出されている補助金の交付申請書は、第四条の規定により提出されたものとみなす。

(規則の廃止)

4　次に掲げる規則は、廃止する。

一　大阪府市町村振興補助金交付規則(昭和三十七年大阪府規則第四十五号)

二　大阪府事業内職業訓練費補助金交付規則(昭和三十三年大阪府規則第七十六号)

三　大阪府漁業生産奨励補助金交付規則(昭和三十三年大阪府規則第一号)

四　大阪府林業関係事業補助金交付規則(昭和三十二年大阪府規則第十号)

五　大阪府開墾事業補助金交付規則(昭和三十一年大阪府規則第五十五号)

六　開拓事業入植施設補助規則(昭和二十六年大阪府規則第六十八号)

七　大阪府開拓営農促進補助金交付規則(昭和三十三年大阪府規則第六十九号)

八　土木費補助規則(大正十二年大阪府令第七十六号)

九　大阪府水防費補助規則(昭和二十六年大阪府規則第百七号)

十　大阪府防災建築街区造成費補助金交付規則(昭和四十二年大阪府規則第八号)

(規則の一部改正)

5　納税貯蓄組合法施行細則(昭和二十六年大阪府規則第百十八号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成二三年規則第一九号）

(施行期日)

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の大阪府補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付 の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

フォームの終わり

附　則（平成二八年規則第六六号）

この規則は、平成二十八年三月三十日から施行する。

附　則（令和七年規則第二二号）

(施行期日)

1　この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十三条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第十六条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

(様式に関する経過措置)

5 旧規則等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則等の様式により作成した用紙として使用することができる。

お問い合わせ先

大阪府　商工労働部　中小企業支援室

ものづくり支援課　ものづくり振興グループ

〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎25F

電　話　06-6210-9470（直通）　ＦＡＸ　06-6210-9505